

年間保存版

申込み・問合せ

草津市健康増進課（市庁舎2階）
P.1～10：各種けん診、予防接種他
☎561-2323 FAX 561-0180
e-mail kenko@city.kusatsu.lg.jp
子育て相談センター（さわやか保健センター3階）
P.11～12：親子（母子）健康手帳、乳幼児健診他
☎561-2331 ☎561-2339
FAX 561-2491
e-mail soudan-kosodate@city.kusatsu.lg.jp

令和8年度

さわやか健康だより

令和8年4月1日発行

※医療機関により、各種けん診や予防接種の際、資格確認書等の提示が必要な場合があります。
※社会情勢により、中止になる場合があります。

各種けん診について ※P.3 けん診を受けるときの注意事項を必ず事前に確認ください。

がん検診・肝炎ウイルス検診 健康増進課 ☎561-2323



がんの早期発見のため市の検診を受けましょう。

市ホームページ
「各種けん診」はこちら▶

過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない人は、肝炎ウイルス検診を受けましょう。

●申込み：医療機関の窓口で「草津市の検診を受けたい」と伝えてください。事前予約が必要な医療機関もあります。

●持ち物：本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）、受診料

無料クーポン券（詳しくはP.3）、受診料免除可否決定通知書（詳しくはP.3）

肝炎ウイルス検診には、無料クーポン券をお持ちでない人は、受診票が必要です。事前に健康増進課へお電話ください。

*過去の受診日が不明な人は、事前に健康増進課までお問合せください。

〈個別検診〉

検診の種類	対象者	受診料			実施場所	実施期間	内容と注意事項	
		64歳以下	65～69歳	70歳以上				
肺がん・結核	40歳以上 昭和62年4月1日までに生まれた人	700円	無料		草津市・栗東市内の実施医療機関（P.8～10参照） ※草津市・栗東市以外の医療機関では受診できませんのでご注意ください。	令和8年6月 ～ 令和9年2月末日	胸部X線検査	受診頻度は1年度に1回
肝炎ウイルス	40歳以上 昭和62年4月1日までに生まれた人で過去に市や職場等で受診したことがない人	1,000円	無料				血液検査	受診は一生に1回 受診には無料クーポン券または受診票（無料クーポン券対象外の人には、健康増進課へ要申請）を持参
胃がん	50歳以上 昭和52年4月1日までに生まれた人 ※胃内視鏡検査については、対象判定表の該当となられた人のみ受診できます	2,300円	無料				胃X線（バリウム）検査	受診頻度は2年度に1回 バリウム検査、もしくは内視鏡検査のうち、いずれかを2年度内に1回受診できます。令和7年6月1日～令和8年2月28日の期間に受診した人は、今年度中の受診はできません。
		3,100円						
大腸がん	40歳以上 昭和62年4月1日までに生まれた人	500円	無料		検便（便潜血）検査	受診頻度は1年度に1回		
子宮頸がん	20歳以上の女性 平成19年4月1日までに生まれた人	1,600円	無料		滋賀県内の実施医療機関 ※草津市・栗東市内の実施医療機関はP.8～10参照	令和8年4月 ～ 令和9年3月末日	内診と細胞診	受診頻度は2年度に1回 令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に受診した人は、今年度中の受診はできません。
乳がん	40歳～49歳の女性 昭和52年4月2日 ～ 昭和62年4月1日生	2,000円	無料				マンモグラフィ2方向	
	50歳以上の女性 昭和52年4月1日までに生まれた人	1,400円					マンモグラフィ1方向	

集団けん診

健康増進課 ☎561-2323

保険年金課(特定健診に関すること) ☎561-2366

市ホームページ「集団けん診」
Web予約はこちらから
(24時間受付)



集団けん診は、がん検診・肝炎ウイルス検診・プレ特定健康診査・草津市国保の特定健康診査を実施しています。

* 集団けん診を受ける場合は、医療機関では受けることはできません。

申込開始日：6月1日(月) 9時00分～

予約方法：特定健康診査のみを申込みされる場合：保険年金課077-561-2366

上記以外の場合：健康増進課077-561-2323

けん診の種類			胃がん (X線)	肺がん・ 結核	子宮頸 がん	乳がん	大腸がん	肝 炎 ウイルス	プ レ 特定健診	特定健診	
対象者・受診頻度			P.1参照							P.3参照	P.2参照
受 診 料			1,800円	400円	1,400円	40～49歳 1,300円 50～69歳 1,200円	400円	600円	1,400円	草津市 国保加入 の 40～74歳 無料	
			70歳以上 無料	65歳以上 無料	70歳以上 無料		65歳以上 無料				
会 場 名	日 程	【申込締切日】	下記●印が実施日です (9:30～15:30の間で受付時間を指定させていただきます。) ※の受付時間は10:15～15:00で指定させていただきます。								
草津市立市民総合交流センター(キラエ草津)	8月25日(火)	7月24日(金)			●	●	●	●	●	●	
常盤まちづくりセンター	9月5日(土)	8月3日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	
草津市立長寿の郷ロクハ荘	9月28日(月)	8月24日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	
草津市立市民交流プラザ(フェリエ南草津)	10月7日(水)	9月4日(金)								●	
イオンモール草津	10月19日(月)	9月18日(金)								●※	
草津市立滋賀トヨタアリーナ	10月26日(月)	9月25日(金)	●	●	●	●	●	●	●	●	
滋賀県立長寿社会福祉センター	10月31日(土)	9月28日(月)								●	
さわやか保健センター	11月14日(土)	10月9日(金)	●	●	●	●	●	●	●	●	
草津市立滋賀トヨタアリーナ	11月28日(土)	10月26日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	
イオンモール草津	12月15日(火)	11月13日(金)								●※	
草津市立滋賀トヨタアリーナ	1月16日(土)	12月14日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	
草津市立滋賀トヨタアリーナ	2月8日(月)	12月21日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	

* 乳がん検診受診料：①40歳代(マンモグラフィ2方向)→1,300円、②50歳以上(マンモグラフィ1方向)→1,200円

* 受診料免除について(がん検診・肝炎ウイルス検診・プレ特定健診)は、P.3をご覧ください。

* 肝炎ウイルス検診の受診票について：肝炎ウイルス検診には、無料クーポン券をお持ちでない人は、受診票が必要です。健康増進課までお問合せください。

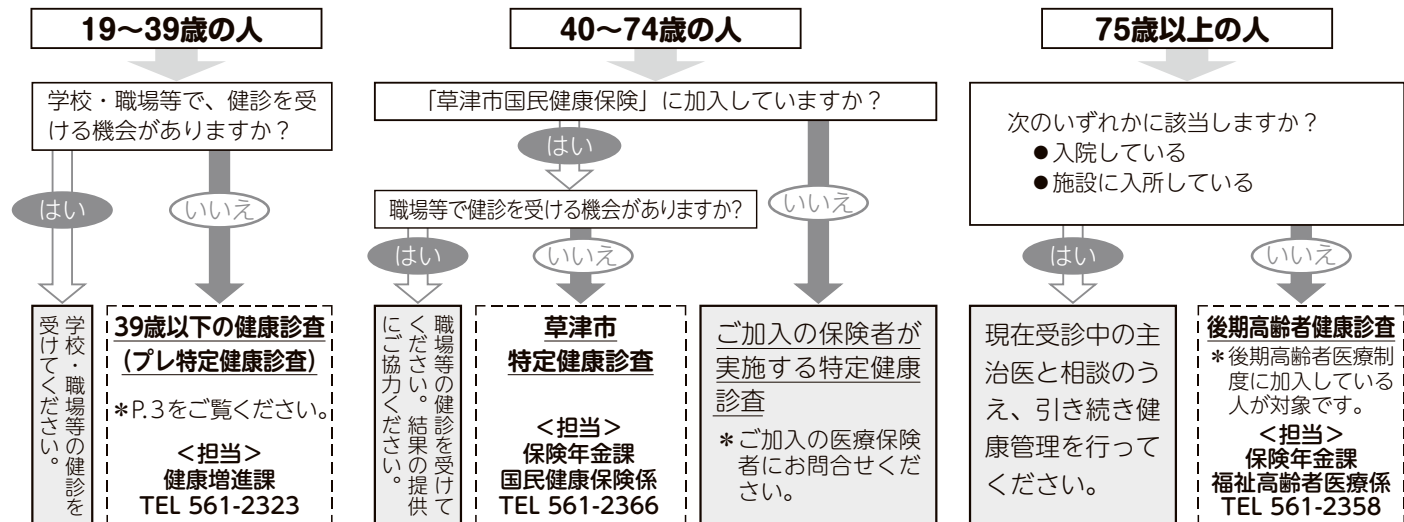
* 予約枠が埋まり次第、予約申込受付を終了します。

* けん診会場での託児は予約申込締切日までにお申込みください。

あなたの受けられる「健診」を確認しましょう

健康増進課 ☎561-2323

健診は健康状態を知る第一歩です。年に一度の健診であなたの健康チェックをしましょう。



◎市では、国民健康保険加入の人で、草津市特定健康診査を受けた結果、生活習慣の改善が必要となった人に、**特定保健指導**を実施しています。対象になられた人は、必ず特定保健指導に参加いただき、生活習慣病のリスクを減らしましょう。

◎生活保護を受給されている人は、生活保護受給者健康診査を受診することができます。事前に健康増進課で受診料免除申請が必要です。

無料クーポン券対象者 健康増進課 ☎561-2323

子宮頸がん検診

21歳	平成17年4月2日生～平成18年4月1日生
26歳	平成12年4月2日生～平成13年4月1日生
31歳	平成7年4月2日生～平成8年4月1日生
36歳	平成2年4月2日生～平成3年4月1日生
41歳	昭和60年4月2日生～昭和61年4月1日生

乳がん検診

41歳	昭和60年4月2日生～昭和61年4月1日生
46歳	昭和55年4月2日生～昭和56年4月1日生
51歳	昭和50年4月2日生～昭和51年4月1日生
56歳	昭和45年4月2日生～昭和46年4月1日生
61歳	昭和40年4月2日生～昭和41年4月1日生

肝炎ウイルス検診

40歳	昭和61年4月2日生～昭和62年4月1日生
45歳	昭和56年4月2日生～昭和57年4月1日生

39歳以下の健康診査（プレ特定健康診査） 健康増進課 ☎561-2323

生活習慣を振り返る機会になり、生活習慣病の早期発見、早期治療につながります。
健診を受けるときには、食後10時間以上経過していることが望ましいとされています。

申し込み	医療機関窓口で「 <u>草津市の健診を受けたい</u> 」と伝えてください。 *事前予約が必要な医療機関もあります。
対象者	令和8年度に19～39歳になる人で、学校・職場等で受診機会のない人 (昭和62年4月1日生～平成20年4月1日生)
持ち物	本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）、受診料（2,100円） *受診料免除の人は「 <u>受診料免除可否決定通知書</u> 」を当日医療機関窓口で提示ください。
実施場所	草津市・栗東市の実施医療機関 *P.8～10参照
実施期間	令和8年6月～令和9年2月末日

◎けん診を受けるときの注意事項

- 受診日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。
- 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診は2年度に1回、肝炎ウイルス検診は一生に1回、その他のけん診は1年度に1回受けられます。
- 次の項目に該当する人は原則、市が実施するがん検診・肝炎ウイルス検診の対象とはなりません。
医師と相談し、必要であれば適切な治療や検査を受けましょう。
 - ①検診の部位について自覚症状のある人
 - ②検診の部位について治療中あるいは経過観察中の人
 - ③検診の結果が要精密検査となった場合に、精密検査を受けることが困難な人
 - ④胃X線（バリウム）検査については、寝返りが困難な人

◎受診料の免除について：申請は4月から受け付けます。

対象のけん診 がん検診・肝炎ウイルス検診・プレ特定健康診査・生活保護受給者健康診査・節目歯科健康診査

次の①～③の人は、各種けん診の受診料が免除になります。

①	65～69歳で後期高齢者医療制度に加入している人で、受診時にマイナ保険証・資格確認書等を提示した人	免除手続きが不要
②	市民税が非課税世帯または免除世帯の人	免除手続きが必要
③	生活保護世帯の人	免除手続きが必要

*②、③の人は、けん診を受ける前に受診料免除の手続きが必要です。**受診後の申請はお受けできません。**

- 窓口、郵送ともに申請書を受け付けてから1週間程度で通知書を発送します。日程に余裕をもって**健康増進課に申請書を提出してください**。郵便事情により到着が遅れる場合がありますので、早めの申請をおすすめします。
- 審査後、「**草津市受診料免除可否決定通知書**」で通知します。**「免除を認める」**と書かれている人は受診時、医療機関の窓口で提示すると受診料が免除になります。**通知書を持参されない場合は、受診料が免除になりません。**

【窓口申請時の持ち物】

本人確認ができるもの（顔写真つきの物であれば1点、顔写真の無い物であれば2点）

*郵送の場合は、草津市受診料免除申請書類と本人確認書類のコピーが必要です。

*代理の人が届け出をする場合は、けん診を受ける人と、代理の人それぞれの本人確認書類が必要です。

- 申請に代理の人が来られる場合や、健康増進課の窓口にお越しいただくことが難しい場合、手続きがご不明な場合は、**☎561-2323**にお問合せいただくかホームページをご覧ください。

郵送の場合の提出書類はこちらからダウンロード



節目歯科健康診査

対象者	令和8年4月1日時点で、満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の人			
	20歳	平成17年4月2日生～平成18年4月1日生	30歳	平成7年4月2日生～平成8年4月1日生
	40歳	昭和60年4月2日生～昭和61年4月1日生	50歳	昭和50年4月2日生～昭和51年4月1日生
	60歳	昭和40年4月2日生～昭和41年4月1日生	70歳	昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生
実施期間	令和8年6月～令和9年3月末日			
持ち物	受診はがき(対象者には5月末送付)、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、資格確認書等)、受診料			
受診料	1,000円 *70歳の方は無料			

※受診料免除の人は、「受診料免除可否決定通知書」を医療機関窓口で提示ください。詳しくはP.3をご覧ください。

妊婦歯科健康診査

対象者	妊婦(妊娠期間中に1回のみ)
実施期間	令和8年4月～令和9年3月末日
持ち物	親子(母子)健康手帳、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、資格確認書等)
受診料	無料

<歯科医院一覧>

*変更があった場合は、市HPでお知らせします。

実施医療機関名	所在地	電話番号	実施医療機関名	所在地	電話番号
アキヨシデンタルクリニック	青地町	569-5695	かず歯科クリニック	西渋川一丁目	584-4618
さくら歯科	青地町	561-0118	KANAYAMA DENTAL CLINIC	西渋川一丁目	518-8214
いしはら歯科クリニック	追分一丁目	565-2822	草津いりえ歯科クリニック	渋川一丁目	569-4880
かがやき歯科クリニック	追分南二丁目	509-9313	みなみ草津ファミリー歯科	野路町	569-5870
あまつ歯科医院	追分南二丁目	564-5925	十禅歯科クリニック	野路東五丁目	563-9908
オリハラ歯科クリニック	追分南三丁目	599-1145	高田歯科	野路一丁目	561-4388
多喜歯科診療所	追分南五丁目	566-4012	村井歯科医院	野路一丁目	561-7337
こやま歯科医院	追分南八丁目	564-5877	南草津こども・おとな歯科	野路一丁目	596-5868
マリア歯科クリニック	若草五丁目	567-1150	南草津ミライエ歯科おとな&こども矯正	南草津二丁目	599-6200
大上歯科医院	東草津三丁目	563-4678	にしだ歯科医院	南草津二丁目	562-8377
有馬歯科クリニック	草津一丁目	565-1516	やまぐち歯科	南草津三丁目	561-4000
後藤歯科医院	草津一丁目	564-2678	伊庭歯科医院	新浜町	563-7919
久徳歯科	草津二丁目	567-5566	こばやし歯科	矢橋町	561-0011
草津たかはし歯科医院	草津町	564-9180	芝田歯科クリニック	矢橋町	569-2022
こなん歯科クリニック	草津町	567-8470	堀井歯科医院	南山田町	562-0725
みやけ歯科	矢倉一丁目	561-6788	山元歯科医院	木川町	564-2894
アキデンタルクリニック	東矢倉二丁目	569-5055	ひとみ小町歯科	上笠四丁目	516-4180
きのせ歯科医院	東矢倉二丁目	564-2721	いしい歯科	野村一丁目	569-0030
草津駅前デンタルクリニック	大路一丁目	567-0700	淡海デンタルクリニック	野村二丁目	598-1810
つかだ歯科医院	大路一丁目	567-9682	梅影歯科医院	野村七丁目	564-3388
林歯科医院	大路一丁目	562-0365	山本歯科クリニック	野村八丁目	576-1836
岡崎歯科医院	大路二丁目	562-1020	あゆかわ歯科クリニック	川原一丁目	564-8011
戸崎歯科	西大路町	566-8086	にのみや歯科	川原二丁目	563-5757
丸山歯科医院	西大路町	561-8217	しもがさバリー歯科クリニック	下笠町	568-3819

[BIWA-TEKU] アプリで楽しく、健康ポイントを集めよう！ 健康増進課 ☎561-2323



BIWA-TEKU (ビワテク) は、日々のウォーキングや【歯科健診・がん検診・特定健診】の受診等をする事で、健康ポイントが取得できます！ポイントが貯まると、賞品の抽選に応募できます。日常生活にアプリを取り入れ、健康づくりをしてみませんか？





接種日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。

市ホームページ
「予防接種」はこちら▶

		対象年齢・注意事項等																
高齢者の定期予防接種	帯状疱疹	帯状疱疹および帯状疱疹後の合併症を予防する予防接種です。令和7年4月から新たに定期接種となりました。 対象者：①令和8年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人 ②接種日当日に60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 ①の対象者には5月上旬～中旬ごろに接種券を送付します。接種日当日に医療機関へ持参してください。 令和8年度以前に既に接種したことのある上記対象者は医師が特に必要と認めた場合のみ定期接種の対象となります。 ②の対象者には接種券の送付はありませんので、実施医療機関にご相談ください。 実施期間：令和8年4月～令和9年3月末日 接種回数：実施期間内に生ワクチンの場合は1回、組換えワクチンの場合は2回接種 （組換えワクチンは1回目接種から2か月あけて2回目接種が標準の間隔です） 接種料：生ワクチン：2,500円 組換えワクチン（1回接種分）：6,500円 免除申請：4月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照																
	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症の発病および重症化を予防します。 対象者：●接種日当日に65歳以上の人 ●接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 実施期間：令和8年10月～令和9年3月末日（医療機関により、実施の最終日は異なります） 接種回数：実施期間内 1回 接種料：4,700円 免除申請：9月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照（接種は10月から開始）																
	肺炎球菌感染症	肺炎球菌という細菌によって引き起こされる肺炎などの重症化を予防する予防接種です。 対象者：①接種日当日に65歳の人 ②接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 ①の対象者には65歳の誕生日前に接種券を送付します。過去に一度でも「肺炎球菌ワクチン」を接種した人は対象外となります。 ②の対象者には接種券の送付はありませんので、実施医療機関にご相談ください。 接種回数：対象期間内 1回（対象期間は接種券に記載しています） 接種料：3,600円（令和8年度中） 免除申請：4月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照 令和8年4月から肺炎球菌感染症予防接種に使用されるワクチンが変更となりました。これに伴い接種料も変更しています。詳細は下記の表のとおりです。接種券の色も変更しています。（ピンク色の接種券は使用できませんので注意してください）。																
		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度まで（変更前）</th> <th></th> <th>令和8年度（変更後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用ワクチン</td> <td>23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン</td> <td>→</td> <td>沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン</td> </tr> <tr> <td>接種料</td> <td>2,600円</td> <td></td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>接種券の色</td> <td>ピンク色</td> <td></td> <td>みずいろ</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年度まで（変更前）		令和8年度（変更後）	使用ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン	→	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	接種料	2,600円		3,600円	接種券の色	ピンク色		みずいろ
	令和7年度まで（変更前）		令和8年度（変更後）															
使用ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン	→	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン															
接種料	2,600円		3,600円															
接種券の色	ピンク色		みずいろ															
インフルエンザ	標準量	インフルエンザの発病および重症化を予防する予防接種です。 対象者：●接種日当日に65歳以上の人 ●接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 実施期間：令和8年10月～令和9年1月末日（医療機関により、実施の最終日は異なります） 接種回数：実施期間内 1回 接種料：1,500円 免除申請：9月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照（接種は10月から開始）																
	高用量	令和8年度10月から新たに定期接種となる、インフルエンザの発病および重症化を予防する予防接種です。標準量の4倍の抗原を含み、優れた発症予防効果、入院予防効果が確認されています。 対象者：●接種日当日に75歳以上の人 ※75歳以上の方は、標準量と高用量のどちらかを選択、1回接種してください。 インフルエンザ(高用量)予防接種について、接種期間や接種料等の詳細は市ホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。																
●場 所：草津市・栗東市の実施医療機関（P.8～10をご覧ください） ●持ち物：本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）、接種料 なお、接種料免除の人は「接種料免除可否決定通知書」を当日医療機関窓口で提示ください。		守山市・野洲市の実施医療機関でも事前手続きなしで接種していただけます！ それ以外の市町村にある医療機関で接種する場合は事前に健康増進課へ連絡が必要です（P.7☆参照）																

高齢者の定期予防接種

◎高齢者の定期予防接種料の免除について

次の①、②の人は、上記高齢者の定期予防接種に係る接種料が免除になります。

① 市民税が非課税世帯または免除世帯の人	② 生活保護世帯の人
----------------------	------------

- 予防接種を受ける前に接種料免除の手続きが必要です。接種後の申請はお受けできません。
- 窓口、郵送ともに申請書を受け付けてから1週間程度で通知書を発送します。日程に余裕をもって健康増進課に申請書を提出してください。郵便事情により到着が遅れる場合がありますので、早めの申請をおすすめします。
 - 審査後、「草津市接種料免除可否決定通知書」で通知します。【免除を認める】と書かれている人は接種時、医療機関の窓口で提示すると接種料が免除になります。通知書を持参されない場合は、接種料が免除になりません。

【窓口申請時の持ち物】

- 本人確認ができるもの（顔写真つきの物であれば1点、顔写真の無い物であれば2点）
- ※郵送の場合は、草津市接種料免除申請書類と本人確認書類のコピーが必要です。
- ※代理の人が届け出をする場合は、予防接種を受ける人と、代理の人それぞれの本人確認書類が必要です。
- 申請に代理の人が来られる場合や、健康増進課の窓口にお越しいただくことが難しい場合、手続きがご不明な場合は、☎561-2323にお問合せいただくかホームページをご覧ください。

郵送の場合の提出書類はこちらからダウンロード



こどもの定期予防接種について 健康増進課 ☎561-2323

予防接種の種類	接種対象月齢・年齢	接種開始の月齢・年齢	接種回数	接種間隔・注意事項等	
小児の肺炎球菌感染症 望ましい接種開始時期 生後2～7か月になる 1日前	接種開始月(年) 齢により 接種回数が異なります	生後2か月～ 5歳の誕生日の 1日前	生後2～7か月 になる1日前	4回	●初回接種：27日以上の間隔で、2歳の誕生日の1日前まで(生後12か月までが望ましい)に3回接種 ●追加接種：3回目接種後60日以上あけ、1歳になってから(1歳3か月までが望ましい)1回接種
		生後7か月～ 1歳の誕生日の 1日前	生後7か月～ 1歳の誕生日の 1日前	3回	●初回接種：27日以上の間隔で、2歳の誕生日の1日前まで(生後13か月までが望ましい)に2回接種 ●追加接種：2回目接種後60日以上あけ、1歳になってから1回接種
		1～2歳の誕生日の 1日前	1～2歳の誕生日の 1日前	2回	●60日以上の間隔で2回接種
		2～5歳の誕生日の 1日前	2～5歳の誕生日の 1日前	1回	●1回接種
予防接種の種類	接種対象月齢・年齢	標準的な接種期間	接種回数	接種間隔・注意事項等	
B型肝炎	生後すぐ～1歳の誕生日の1日前	生後2～9か月になる前まで	3回	1回目接種から27日以上の間隔で2回目を接種 1回目から139日以上の間隔で3回目を接種	
ロタウイルス感染症 ※どちらかのワクチンで接種を完了してください	ロタリックス	生後6週～24週まで	/	2回	27日以上の間隔で2回接種 ただし、初回接種は生後8週から14週までが望ましい
	ロタテック	生後6週～32週まで		3回	27日以上の間隔で3回接種 ただし、初回接種は生後8週から14週までが望ましい
結核 (BCG)	生後すぐ～1歳の誕生日の1日前	生後5～8か月になる前まで	1回		
5種混合 (DPT-I PV-Hib) (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib感染症混合)	第1期	生後2か月～7歳6か月になる1日前	生後2か月～7か月になる1日前	4回	●初回接種：20日以上の間隔(20～56日までが望ましい)で3回接種 ●追加接種：3回目終了後、6か月以上あけて(1年～1年半後が望ましい)1回接種
	第2期	11～13歳の誕生日の1日前	11歳		右記のとおり
ジフテリア・破傷風混合 (DT)	第2期	11～13歳の誕生日の1日前	11歳	1回	
水痘	1～3歳の誕生日の1日前	1回目は生後12月～15月の間が望ましい	2回	●2回目は、1回目の接種後3か月以上あけて(6か月～1年が望ましい)接種。	
麻しん風しん混合(MR)	第1期	1～2歳の誕生日の1日前	/	2回	●麻しん(はしか)、風しんのいずれかにかかった場合でも、混合ワクチンで接種が可能です。 ●第2期の対象の人は、令和8年度に6歳になる人(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの人)です。令和8年4月～令和9年3月末までに接種してください。
	第2期	5～7歳未満で小学校就学前の1年間			
日本脳炎	第1期	生後6か月～7歳6か月になる1日前	3歳	3回	●初回接種：6日以上の間隔(6～28日までが望ましい)で2回接種 ●追加接種：2回目終了後6か月以上あけて(約1年後が望ましい)1回接種
	第2期	9～13歳の誕生日の1日前	9歳		
子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス感染症：HPV)	平成22年4月2日生～平成27年4月1日生の女性(小学6年生～高校1年生相当の女性)	中学1年生の女性	2回	1回目の接種を15歳になるまでに受ける場合。 ※1回目の接種と2回目の接種は5か月以上あけます。5か月未満の場合、3回目の接種が必要です。	
			3回	1回目の接種を15歳になってから受ける場合。 1回目から2か月の間隔をおいて2回目、1回目から6か月の間隔をおいて3回目を接種します。 ※上記の方法で接種できない場合は、1か月以上の間隔をおいて2回目を接種、2回目から3か月以上おいて3回目を接種する	

●対象者：接種日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。

●持ち物：親子(母子)健康手帳または接種済証等(忘れると接種できません)

本人確認ができるもの(マイナンバーカード、資格確認書等)

※予防接種委任状…P.7◎参照(保護者以外の親族等が同伴して、接種しようとする場合)

●場所：草津市・栗東市の実施医療機関(P.8～10をご覧ください)

●接種費用：定期の予防接種は対象年齢内であれば無料。

★医師からの予防接種についての説明を十分理解してから受診・接種しましょう★

守山市・野洲市の実施医療機関でも事前手続きなしで接種していただけます！
その他で受ける場合は必ず事前に手続きをしてください(P.7☆参照)。

◎『定期の予防接種(小児)』を受けるときのお願い

定期の予防接種を受けるときは、原則、保護者(親権者・後見人等)の同意、同伴が必要です。保護者以外の親族等(祖父母、成人された兄弟等)の同伴で予防接種を受けようとするときは、『予防接種委任状』の提出が必要です。この『委任状』は、市ホームページからダウンロードできます。また、草津市・栗東市の予防接種実施医療機関にも備えています。



☆草津市・栗東市・守山市・野洲市(以下4市と表示)以外の医療機関で予防接種を受けたいとき

《4市以外の滋賀県内の場合》

健康増進課で接種前に事前の手続きが必要です。滋賀県予防接種広域化事業に参加する医療機関であれば接種できます。

《滋賀県外の場合》

里帰り出産や県外の施設に入所中などの場合、医療機関に接種可能か確認した上で、健康増進課で接種前に事前の手続きを行うことで、市の助成金額を上限に費用を助成します(医療機関により費用負担が異なります)。

◆上記の手續きにおける注意事項◆

4市以外で予防接種を受ける場合、医療機関に提出する書類等が必要となりますので、**必ず事前にご連絡ください。**申込みから10日程度で送付いたします。**書類が届く前に接種した場合は、全額自己負担になりますのでご注意ください。**また、接種後の申し出は受付できません。

●造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成について

定期予防接種後に、造血幹細胞移植(骨髄移植、臍帯血移植等)等の治療を受けたことにより、定期予防接種で獲得した免疫が消失し、医師の判断により予防接種の再接種が必要となった場合、その際に発生する抗体検査費および予防接種費を助成します。健康増進課で接種前に事前の手続きが必要です。

※造血幹細胞移植以外の治療を受け、抗体が消失した人においても費用助成ができる場合がありますので詳しくはお問合せください。

【対象者】接種日において草津市に住民票を有する者で、造血幹細胞移植等の治療により、定期予防接種として接種済みのワクチンの抗体が消失し、再接種の必要があると医師が判断した人。



●麻しんおよび風しんの予防接種特例措置について

令和6年度、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの供給に偏在が生じたため令和6年度の定期接種対象期間に当該ワクチン接種ができなかった人を対象に、接種期間を令和9年3月31日まで延長します。健康増進課で接種前に事前の手続きが必要です。

【対象者】●M R 第1期: 令和4年4月2日~令和5年4月1日生まれ
●M R 第2期: 平成30年4月2日~平成31年4月1日生まれ
●風しん第5期: 昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性で令和6年度末までに抗体検査を実施し、予防接種が必要と判断された人



急病や日曜・祝日の急診について

滋賀の救急電話相談(短縮ダイヤル#7119、☎528-1317)

急な病気やケガの際に救急車が必要か、どこの医療機関を受診したらよいか看護師等の専門員がアドバイスします。



滋賀の救急電話相談

小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000または☎524-7856

こどものケガや急病で受診に迷った時にアドバイスを受けることができます。

- 相談日時 平日、土曜日…18:00~翌8:00
日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)…9:00~翌8:00
- 対象 県内に在住の15歳以下の子ども

医療ネット滋賀(全国統一システム医療情報ネット) <https://www.shiga.iryo-navi.jp/>

診療が受けられる医療機関を24時間お知らせ

電話自動音声案内(草津市、守山市、栗東市、野洲市) ☎553-3799



医療ネット滋賀

湖南広域休日急病診療所〔済生会滋賀県病院前(栗東市)〕 ☎551-1599、FAX551-1600

- 診療日時 日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 10:00~22:00(受付は9:30から21:30まで)
- 診療科目 主に内科・小児科

※この診療所は、翌日まで診療が待てない比較的軽い症状の急病患者に応急的な処置を行うことを目的としています。薬は原則として1日分または休日分のみ処方されます。



湖南広域休日急病診療所

親子（母子）健康手帳・妊産婦健康診査について 子育て相談センター ☎561-2339・2331

妊娠の届出をした人に、親子（母子）健康手帳と母子健康手帳別冊（妊産婦健康診査公費助成券等を綴ったもの）をお渡しします。ただし以下のことに注意してください。

- 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査公費助成は、受診当日に草津市に住民登録している人が使用できます。
- 滋賀県外の医療機関では使用できません。県外で受診する場合は、別途書類をお渡しします。



	持 ち 物	交 付 場 所	問い合わせ先
親子(母子)健康手帳の 新規交付	1～3のいずれか 1. 個人番号カード 2. 通知カード、顔写真有本人確認書類 3. 通知カード、顔写真無本人確認書類（2種類） ※代理人が来庁の場合はお問い合わせください。	子育て相談センター (さわやか保健センター3階)	☎561-2339 ☎561-2331
妊婦が転入したときの 受診券の交換	●親子（母子）健康手帳 ●前住所地の妊産婦健康診査公費助成券 (未使用のもの)		
妊産婦健康診査（県外受診の申請手続き含む）に関する問い合わせ			

RSウイルス感染症予防接種について 子育て相談センター ☎561-2331

令和8年4月から定期接種となった予防接種で、妊婦への接種により、母体内で作られた抗体が胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができ、RSウイルスを原因とする気管支炎や肺炎などの下気道疾患を予防します。

【対象者】 接種当日に妊娠28週0日～36週6日の妊婦

【接種料】 無 料

【持ち物】 親子（母子）健康手帳、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）

【接種場所】 草津・栗東・守山・野洲市の実施医療機関

(草津市・栗東市の実施医療機関はP.8～10をご覧ください)

上記【接種場所】以外で接種する場合は、**接種前に健康増進課（☎561-2323）へご連絡ください**
(詳細はP.7を参照)

おとなの風しん予防接種費用の助成について 子育て相談センター ☎561-2331

妊娠を希望する女性や、風しんの抗体価が低い妊婦・その同居家族は、風しん抗体検査を受けましょう。

滋賀県の風しん抗体検査（無料）または、妊婦健診における風しん抗体検査を受けた結果、抗体価が低かったために風しん予防接種を以下の期間に受けた人に、市は予防接種費用の助成を実施しています。

【接種期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※その他、助成対象となる要件等がいくつかございます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達に遅れ等の障害を伴う「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。

1か月児健診について 子育て相談センター ☎561-2331

下記健診は受診当日、草津市に住民登録しているお子さんが対象です。

<1か月児健診>（個別）

* 出生後27日を超え、生後6週に達していない乳児（ただし、修正月齢で受診される場合は医療機関または市へ相談してください。）は医療機関で受診してください。

* 受診券は妊娠届出時に交付した母子健康手帳別冊内にあります。

* 県外の施設で受診される場合は、妊婦健康診査と同様に償還払いのお手続きが必要です。

乳幼児（4か月児健診）健診について 子育て相談センター ☎561-2331

下記健診は受診当日、草津市に住民登録しているお子さんが対象です。

<4か月児健診>（個別）

* 満4か月から5か月の間に草津市・栗東市実施医療機関で受診してください。

* 実施医療機関は、P.8～10の「草津市・栗東市 各種けん診・予防接種実施医療機関一覧」をご覧ください。

* 受診日時は、直接医療機関にお問い合わせください。

* 持ち物：親子（母子）健康手帳・4か月児健診票【乳幼児健診質問票（すこやか手帳）配付時の封筒に在中】・バスタオル・マイナンバーカード、資格確認書等・福祉医療費受給券

<10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児健診> (集団)

●受付時間は予約制です。

下記の表よりお子さんの健診対象日をご確認の上、ネットから予約をおとりください。
(右記の2次元コードより市ホームページの「乳幼児健診」または、草津市の公式LINEアカウントよりアクセス、予約ができます。)

ネット環境がない方は、電話での予約もできますので、お問い合わせください。

健診や予約方法などの詳細については、市ホームページの「乳幼児健診」からご確認ください。

●受付時間：13時～14時15分の間で、ご自身でネット予約をお願いします。

(※最終受付時間は各健診によって異なります。)

●所要時間：受付後2時間程度

●場 所：さわやか保健センター 1階

●持 ち 物：親子(母子)健康手帳、質問票(すこやか手帳)、バスタオル
歯ブラシ・コップ(1歳6か月児健診以降、事前に磨いていない方のみ)、
当日の尿(3歳6か月児健診のみ。持参いただくと当日の検査がスムーズに行えます)

*乳幼児健診(集団)は、悪天候や感染症の状況等から危険予測されるときは、中止することがありますので、来所前に最新の情報をホームページからご確認ください。

*体調不良の方(発熱・咳・息苦しさ・倦怠感・下痢・嘔吐・発疹・胃腸炎などの症状がある方)は健診の延期をお願いいたします。詳しくは、ホームページの「安心・安全に乳幼児健診を受診していただくためのお願い」をご確認ください。

*3歳6か月児健診のささやき声検査は、自宅で実施してください。

※詳細は質問票(すこやか手帳)をご覧ください。質問票の最新の内容は市のホームページの「乳幼児健診」からご確認ください。

市ホームページ
「乳幼児健診」はこちら



LINE予約受付はこちら



<令和8年度 乳幼児健診日程のご案内> (集団)

10か月児健診		1歳6か月児健診		2歳6か月児健診		3歳6か月児健診	
日	生年月日	日	生年月日	日	生年月日	日	生年月日
4月7日(火)	令7.5.13~令7.5.22	4月8日(水)	令6.9.13~令6.9.21	4月9日(木)	令5.9.13~令5.9.23	4月10日(金)	令4.9.13~令4.9.19
4月15日(水)	令7.5.23~令7.6.1	4月14日(火)	令6.9.22~令6.10.1	4月17日(金)	令5.9.24~令5.10.3	4月16日(木)	令4.9.20~令4.9.28
4月23日(木)	令7.6.2~令7.6.11	4月24日(金)	令6.10.2~令6.10.12	4月21日(火)	令5.10.4~令5.10.13	4月22日(水)	令4.9.29~令4.10.8
5月1日(金)	令7.6.12~令7.6.21	5月12日(火)	令6.10.13~令6.10.22	5月13日(水)	令5.10.14~令5.10.22	5月8日(金)	令4.10.9~令4.10.19
5月15日(金)	令7.6.22~令7.6.30	5月22日(金)	令6.10.23~令6.11.1	5月21日(木)	令5.10.23~令5.11.2	5月14日(木)	令4.10.20~令4.10.28
5月20日(水)	令7.7.1~令7.7.10	5月27日(水)	令6.11.2~令6.11.12	5月26日(火)	令5.11.3~令5.11.12	5月19日(火)	令4.10.29~令4.11.7
6月3日(水)	令7.7.11~令7.7.23	6月4日(木)	令6.11.13~令6.11.21	6月2日(火)	令5.11.13~令5.11.23	6月5日(金)	令4.11.8~令4.11.15
6月11日(木)	令7.7.24~令7.7.31	6月16日(火)	令6.11.22~令6.11.30	6月10日(水)	令5.11.24~令5.12.1	6月9日(火)	令4.11.16~令4.11.25
6月23日(火)	令7.8.1~令7.8.12	6月24日(水)	令6.12.1~令6.12.12	6月18日(木)	令5.12.2~令5.12.13	6月25日(木)	令4.11.26~令4.12.3
7月2日(木)	令7.8.13~令7.8.21	7月8日(水)	令6.12.13~令6.12.23	7月1日(水)	令5.12.14~令5.12.22	7月3日(金)	令4.12.4~令4.12.13
7月14日(火)	令7.8.22~令7.8.30	7月16日(木)	令6.12.24~令7.1.4	7月17日(金)	令5.12.23~令6.1.3	7月9日(木)	令4.12.14~令4.12.24
7月22日(水)	令7.8.31~令7.9.10	7月28日(火)	令7.1.5~令7.1.14	7月23日(木)	令6.1.4~令6.1.13	7月24日(金)	令4.12.25~令5.1.8
8月6日(木)	令7.9.11~令7.9.24	8月5日(水)	令7.1.15~令7.1.23	8月4日(火)	令6.1.14~令6.1.23	8月7日(金)	令5.1.9~令5.1.18
8月19日(水)	令7.9.25~令7.10.3	8月20日(木)	令7.1.24~令7.2.4	8月21日(金)	令6.1.24~令6.2.2	8月18日(火)	令5.1.19~令5.1.31
8月24日(月)	令7.10.4~令7.10.14	8月25日(火)	令7.2.5~令7.2.13	8月26日(水)	令6.2.3~令6.2.13	8月27日(木)	令5.2.1~令5.2.11
9月2日(水)	令7.10.15~令7.10.23	9月4日(金)	令7.2.14~令7.2.24	9月1日(火)	令6.2.14~令6.2.22	9月3日(木)	令5.2.12~令5.2.20
9月17日(木)	令7.10.24~令7.11.1	9月10日(木)	令7.2.25~令7.3.4	9月9日(水)	令6.2.23~令6.3.6	9月11日(金)	令5.2.21~令5.3.6
9月25日(金)	令7.11.2~令7.11.11	9月16日(水)	令7.3.5~令7.3.16	9月18日(金)	令6.3.7~令6.3.15	9月15日(火)	令5.3.7~令5.3.15
10月1日(木)	令7.11.12~令7.11.21	10月8日(木)	令7.3.17~令7.4.1	10月2日(金)	令6.3.16~令6.3.27	10月6日(火)	令5.3.16~令5.3.27
10月16日(金)	令7.11.22~令7.12.2	10月14日(水)	令7.4.2~令7.4.10	10月7日(水)	令6.3.28~令6.4.6	10月15日(木)	令5.3.28~令5.4.5
10月22日(木)	令7.12.3~令7.12.12	10月20日(火)	令7.4.11~令7.4.17	10月27日(火)	令6.4.7~令6.4.16	10月21日(水)	令5.4.6~令5.4.15
11月5日(木)	令7.12.13~令7.12.22	11月11日(水)	令7.4.18~令7.5.1	11月10日(火)	令6.4.17~令6.4.25	11月6日(金)	令5.4.16~令5.4.28
11月13日(金)	令7.12.23~令7.12.30	11月20日(金)	令7.5.2~令7.5.10	11月19日(木)	令6.4.26~令6.5.7	11月12日(木)	令5.4.29~令5.5.8
11月18日(水)	令7.12.31~令8.1.7	11月26日(木)	令7.5.11~令7.5.21	11月25日(水)	令6.5.8~令6.5.16	11月17日(火)	令5.5.9~令5.5.17
12月3日(木)	令8.1.8~令8.1.19	12月2日(水)	令7.5.22~令7.5.31	12月4日(金)	令6.5.17~令6.5.26	12月1日(火)	令5.5.18~令5.5.26
12月15日(火)	令8.1.20~令8.1.29	12月8日(火)	令7.6.1~令7.6.8	12月9日(水)	令6.5.27~令6.6.5	12月10日(木)	令5.5.27~令5.6.5
12月23日(水)	令8.1.30~令8.2.10	12月17日(木)	令7.6.9~令7.6.17	12月22日(火)	令6.6.6~令6.6.16	12月18日(金)	令5.6.6~令5.6.14
1月7日(木)	令8.2.11~令8.2.21	1月13日(水)	令7.6.18~令7.6.24	1月6日(水)	令6.6.17~令6.6.25	1月8日(金)	令5.6.15~令5.6.23
1月19日(火)	令8.2.22~令8.3.2	1月22日(金)	令7.6.25~令7.7.3	1月15日(金)	令6.6.26~令6.7.5	1月14日(木)	令5.6.24~令5.7.4
1月27日(水)	令8.3.3~令8.3.11	1月26日(火)	令7.7.4~令7.7.16	1月21日(木)	令6.7.6~令6.7.16	1月20日(水)	令5.7.5~令5.7.12
2月3日(水)	令8.3.12~令8.3.22	2月4日(木)	令7.7.17~令7.7.28	2月5日(金)	令6.7.17~令6.7.23	2月2日(火)	令5.7.13~令5.7.24
2月9日(火)	令8.3.23~令8.3.30	2月17日(水)	令7.7.29~令7.8.9	2月10日(水)	令6.7.24~令6.8.3	2月18日(木)	令5.7.25~令5.8.1
2月19日(金)	令8.3.31~令8.4.8			2月16日(火)	令6.8.4~令6.8.13	2月24日(水)	令5.8.2~令5.8.13
3月4日(木)	令8.4.9~令8.4.21	3月2日(火)	令7.8.10~令7.8.20	3月5日(金)	令6.8.14~令6.8.22	3月3日(水)	令5.8.14~令5.8.21
3月16日(火)	令8.4.22~令8.5.1	3月11日(木)	令7.8.21~令7.8.30	3月9日(火)	令6.8.23~令6.8.31	3月12日(金)	令5.8.22~令5.8.31
3月24日(水)	令8.5.2~令8.5.12	3月19日(金)	令7.8.31~令7.9.12	3月17日(水)	令6.9.1~令6.9.12	3月18日(木)	令5.9.1~令5.9.12